

## ○ 関係人に対する旅費の支給について

〔昭和 48 年 9 月 7 日地基総第 169 号〕  
各支部事務長あて 事務局長

第 1 次改正 昭和 61 年 1 月 27 日 地基総第 2 号

標記については、地方公務員災害補償法第 60 条及び同法施行規則第 48 条の規定に基づく地方公務員災害補償基金業務規程第 56 条の規定により、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「法」という。）の規定の例によることとされているが、その取扱いについて疑義のあるむきがあるので、今後は下記によつて取り扱われたく、この旨通知します。

### 記

- 1 関係人に支給する出頭旅費は、法に規定する 1 級の職員の出張の例に準じて計算した旅費とすること。（第 1 次改正・一部）
- 2 1 によることが適当でない場合には、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位並びに当該地方公共団体における旅費支給の例を考慮して、相当すると認める法に規定する等級の職員の出張の例に準じて計算した旅費とすることができること。
- 3 2 の旅費として、法に規定する指定職以上の職務にある職員に支給すべき旅費に相当する旅費を支給しようとするときは、あらかじめ理事長に協議するものとする。（第 1 次改正・一部）